

第6回 法華山谷川水系流域懇談会

議事骨子

事項	第6回 法華山谷川水系 流域懇談会	委員	18名中17名出席
日時	平成25年2月18日 14:00～15:50	場所	加古川市立青少年女性センター 4階大会議室
内容	1. 開会 2. 議事 （1）第5回法華山谷川水系流域懇談会議事骨子 （2）総合治水推進計画（案）について 3. その他（連絡事項） 4. 閉会		
資料	資料1 第5回法華山谷川水系流域懇談会議事骨子 資料2 法華山谷川水系総合治水推進計画（素案）の修文 資料3 法華山谷川水系総合治水推進計画（案）【変更説明】 参考資料 流域内の検討対象施設一覧 パンフレット 県民意見提出手続き		

1 開会

事務局により配布資料が確認され、17名の委員出席による懇談会の成立が報告された。

2 議事

座長より、法華山谷川水系流域懇談会規約第7条3項に基づき、委員以外で専門的知識・情報を有する者として加古川農林水産振興事務所長ならびに加古川流域土地改良事務所長に同席頂いていることが報告された。

2.1 第5回法華山谷川水系流域懇談会議事骨子

各委員に確認・修正の後、公表された議事骨子の概要について事務局より報告があった。

2.2 総合治水推進計画（案）について

事務局より、「総合治水推進計画（素案）の修文」の説明があり、それをもとに総合治水推進計画（案）に関する協議を行った。主な意見は下記の通りである。なお、今回指摘のあった部分に関しては事務局が修文し、それを座長が確認することとなった。

凡 例	
座) 座長意見	委) 委員意見
専) 専門的知識・知識を有する者	
事) 事務局回答	

(1) 目標設定について

- 座) わかりやすい目標設定と考える。詳細モデルでの検討に基づくものではないため、効果検証やフォローアップは大きな出水時に実施されることが望ましい。
- 事) フォローアップは5年後には必ず行う。洪水時等の効果検証は適切な時期に実施する。

(2) パブリックコメントについて

① 情報伝達について

- 委) 市の広報だと全戸に配布される。パブリックコメントはどの程度知れ渡るのか。
- 事) パブリックコメントは来週(2月25日)から実施するため、市広報への掲載は困難である。連合自治会長から各自治会への伝達をお願いできないか。
- 委) 現在の実施スケジュールでは市広報への掲載は間に合わない。ホームページや町内会の回覧で実施することが考えられる。
- 委) 回覧は早く回してもらおうとすると、見ずに回す方もいる。ホームページは見る人が少ないため、各戸にチラシを配る等が必要である。
- 委) 加古川市においては3月号が2月末に配布されるため、チラシを同時配布できないか検討する。
- 委) 高砂市においても3月号が2月末に配布されるため、事務局に可能性を確認する必要がある。

② チラシ配布の可能性について

- 委) 印刷の都合等で、実施可能なのか。
- 委) 26日配布となるため、25日にチラシがあれば広報誌とともに配布が可能である。
- 座) 同時配布できるように関係各位間での調整をお願いする。

③ 役割分担について

- 委) パブリックコメントについて、連合自治会としては何をすればよいのか。
- 委) 25日発行の広報誌に枠をとるのは困難である。チラシを作成するのは可能だと考えられる。
- 委) 県(事務局)のほうでチラシを作成し、同時配布してもらえようように調整する。

④ 期間について

- 委) パンフレットには、意見募集期間は概ね1ヵ月とあるが、2週間の期間設定に問題はないのか。
- 委) 県全体を対象範囲とするものは募集期間が1ヵ月程度となるが、今回のように地域が限定されるものは2週間となる。

⑤ 対象範囲について

委) 対象地域を限定する必要があるのではないか。

委) 対象は流域内と考えている。

(3) 資料についての確認

① 浸水深の基準高

委) 参考資料の検討対象施設一覧において、改修後の浸水深が0.45m以上の箇所とあるのはどこを基準にした浸水深か。

事) 技術検討会のシミュレーション結果で、50m×50mのメッシュの平均地盤高を基準としている。個別の水田高とは異なる平均値となる。

② 長寿命化計画

委) 資料3P25 長寿命化計画とはどのようなものか。

また、樋門等の操作の省力化を図ってもらいたい。

事) 前者は、河川管理施設である構造物を修繕するには費用がかかるため計画的に修繕する方針のことで、耐久年数の長期化を図るものである。平成24年度末に概ね計画が完成する予定である。

この長寿命化計画では樋門等の操作軽減を検討していないので、後者の意見に関しては、市と連携して実施可能なものは検討したい。

③ 指定施設の分類

委) 指定雨水貯留浸透施設と指定貯水施設はどう違うのか。

事) 指定雨水貯留浸透施設とは、例えば、ため池等の機能を向上させて治水容量を確保する施設等である。指定貯水施設とは、例えば、ダムやため池等の事前放流や水位下げを行う施設等である。

委) 底樋より下の池底の掘削は、水が排水できないため意味はないのではないか。

専) 奈良県では池底を掘削した分はポンプを設置して排水している例がある。

委) 注釈が必要だと考えられる。

座) 事務局にて適切な修正をお願いします。

④ ため池の維持管理について

委) ため池の管理者は平時の水漏れの維持管理に困っている。それに対する見解をききたい。

専) 地元負担金の軽減につながる部分改修について、平成25年度以降に国庫補助金の活用が可能となる。それを活用して水漏れ等の防止をお願いしたい。

⑤ 高潮対策について

委) 水門操作は、高潮の発生と流域からの流出のタイミングで管理が難しい。それに対する見解をききたい。

事) 水門の操作規則を守ることが基本となる。水防体制には河川部局、港湾部局の担当がいるため、調整の上、実施することとなる。

⑥ 開発行為に対する調整池の設置

委) 開発行為に伴う防災調整池の設置は、今後、法的にどうなるのか。

事) これまで1ha以上の開発は行政指導で実施してきた。総合治水条例が施行されたことから、平成25年4月1日以降は重要調整池の設置として義務化される。場合により、改善措置命令や罰則がかかってくる。

(4) 河川整備計画について

委) 河川整備計画は策定されたのか、もしくは総合治水計画の一部となったのか。

また、竜山橋～石山橋間の工事が止まっているが、総合治水計画に関連してなくなったのか。

事) 前者の質問については、昨年、第3回懇談会までにとりまとめた河川整備計画(案)を国土交通省に申請し、2月1日に同意がおりた。

一方、後者の竜山橋付近の工事は、整備計画にも位置付けられており、平成25年度から順次改修を行う予定である。

3 その他(連絡事項)

- ・第7回の法華山谷川水系流域懇談会は、3月22日14時からを予定している。

4 閉会

「第6回法華山谷川水系 流域懇談会」が閉会した。

第6回 法華山谷川水系流域懇談会 出欠表

分野		所属	氏名	出欠
学識	河川	神戸大学大学院工学研究科准教授	宮本 仁志	○
	環境	播磨ウェットランドリサーチ代表	松本 修二	○
	歴史文化	高砂市教育委員会	清水 一文	欠席
地域住民	加古川市	東神吉町町内会連合会長	藤原 義昭	○
		西神吉町町内会連合会長	松浦 芳樹	○
		米田町町内会連合会長	大淵 俊彦	○
		志方町中地区町内会連合会長	松本 正義	○
		志方町東地区町内会連合会長	熊谷 千昭	○
		志方町西地区町内会連合会長	三村 修一	○
	高砂市	荒井地区連合自治会長	網干 年明	○
		伊保地区連合自治会長	濱野 和樹	○
米田地区連合自治会副会長		前田 清春	○	
阿弥陀地区連合自治会長		長谷川 浩三	○	
農地・水利関係者	加古川市	加古川市ため池協議会連絡会 (富木地区環境保全協議会会長)	富木 攻	○
	高砂市	塩市水利組合長	山下 泰男	○
行政	加古川市	下水道部長	梅谷 誠一	○
	高砂市	まちづくり部長	金子 博之	○
	兵庫県	加古川土木事務所長	土居 康成	○

専門的知識・情報を有する者	兵庫県	加古川農林水産振興事務所長	松元 一師 (代理 椿原 健右)	代理出席
		加古川流域土地改良事務所長	福田 稔	○

(敬称略、分野ごとに記載)